

TAC税理士講座

～2022夏 税理士オープンフェス～

トピックセミナー

令和 5 年 10 月導入！

知っておきたい

消費税インボイス制度の基礎知識



目 次

ページ

テーマ 1	インボイス制度の概要	1 ～ 9
テーマ 2	適格請求書発行事業者登録制度	10 ～ 15
テーマ 3	適格請求書等の記載事項	16 ～ 19
テーマ 4	インボイス制度導入後の消費税の計算方法	20 ～ 23

テーマ 1

インボイス制度の概要

1 インボイス制度の内容

軽減税率制度の実施により、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が令和5年10月1日から導入されることとなりました。

このインボイス制度においては、現行制度における帳簿及び区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等に代えて、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

したがって、現行法では認められていた免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除を受けることができなくなるので注意が必要です。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な「適格請求書」を発行できる事業者は、「適格請求書発行事業者」としての登録を受けた事業者に限られます。

また、令和11年9月30日までは、帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存している場合に限り、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

【インボイス方式が導入されたら何が変わるのか】

- 請求書に記載すべき事項が変わります。
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。（売り手側）
- 適格請求書発行事業者は、適格請求書を交付する義務及びその請求書を保存する義務が生じます。（売り手側）
- 適格請求書発行事業者の登録には申請が必要です。（売り手側）
- 仕入税額控除を適用するには、適格請求書等の保存が必要となります。（買い手側）
- 税額計算の方法が変わります。（積上げ計算）

2 消費税の基本的事項

(1) 適用税率

消費税の計算においては、国税部分を先に求め、国税の納付税額を基に地方消費税を計算することとなります。特に、旧税率の消費税率8%（国税6.3%、地方税1.7%）と軽減税率8%（国税6.24%、地方税1.76%）は比率が異なるので注意が必要です。

	平成9年4月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和元年9月	令和元年10月～	
			軽減税率	標準税率
消費税	4.0%	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.0%（注1）	1.7%（注2）	1.76%（注3）	2.2%（注3）
合計	5.0%	8.0%	8.0%	10.0%

（注1）消費税額の25/100

（注2）消費税額の17/63

（注3）消費税額の22/78

(2) 消費税額の計算方法

各事業者が納める消費税の計算は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて「納付税額」を求めることとなります。

具体的には、次の算式のようにになります。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※（仕入税額）}$$

↓
仕入税額控除

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

なお、仕入税額控除の適用を受けるためには、以下のような要件を満たすことが必要となります。

仕入税額控除の要件

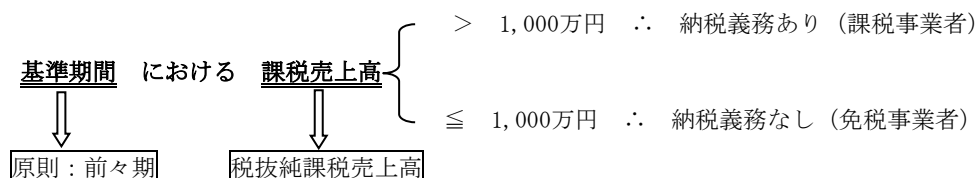
	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 （いわゆるインボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存

(3) 納税義務者について

① 免税事業者の定義

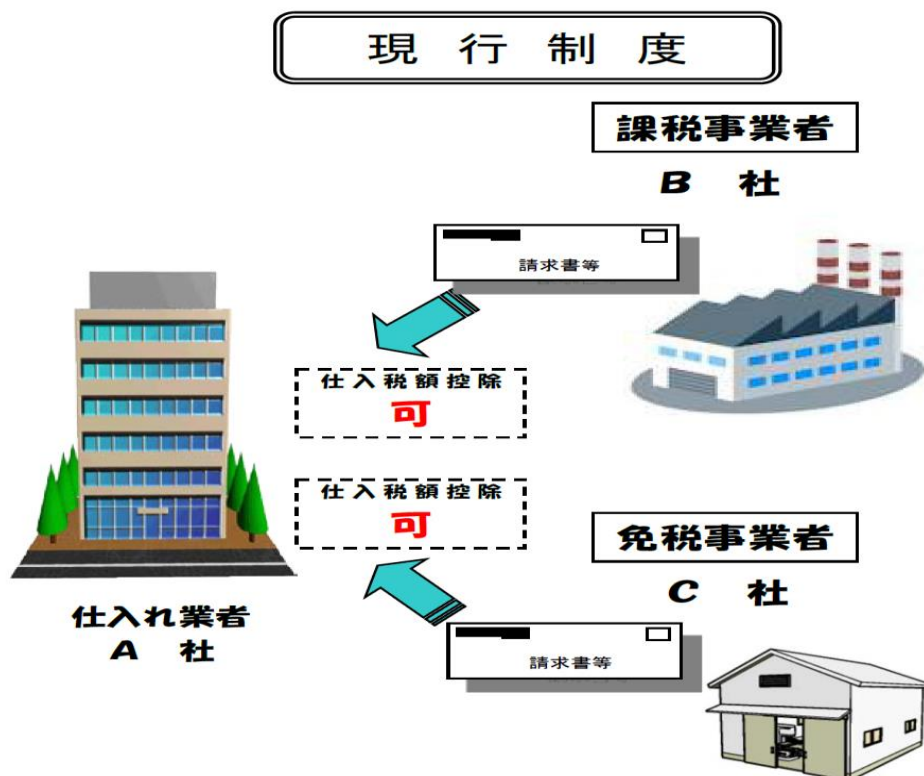
消費税の申告納付については、すべての事業者には納税義務があるわけではなく、一定の小規模事業者については、その納税義務が免除されています。

具体的には、「基準期間における課税売上高」で判断することとなります。

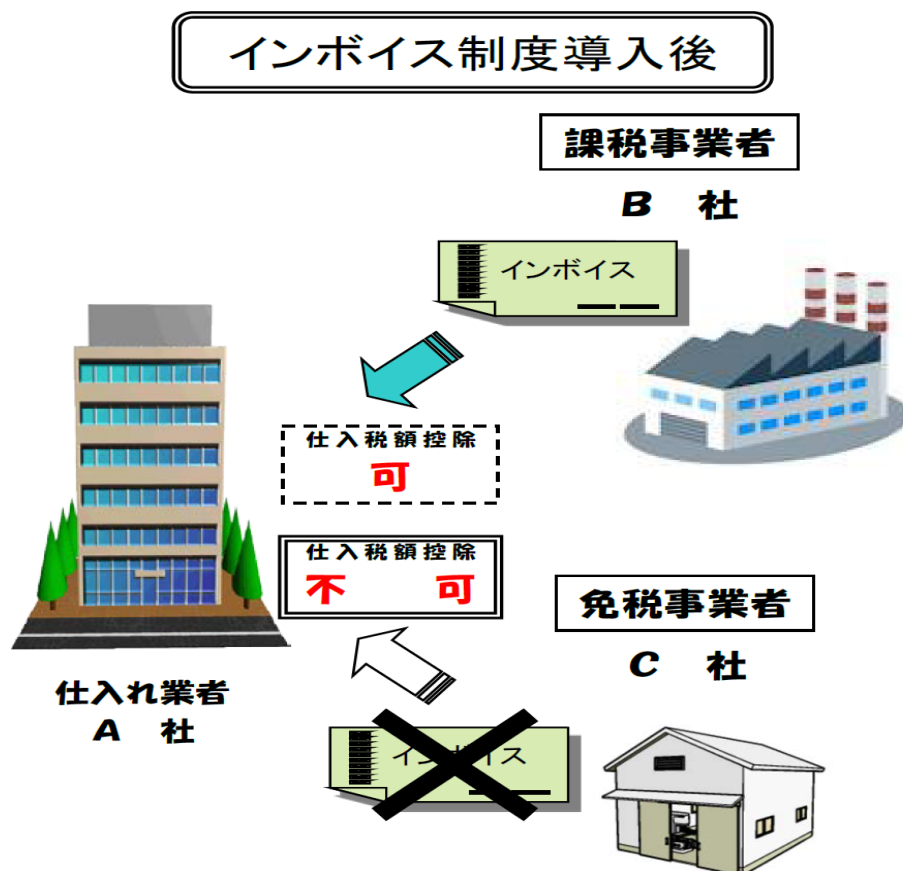


② インボイス制度導入が免税事業者に与える影響

免税事業者との取引について、現行制度とインボイス制度導入後では以下のような違いが生じることとなるので注意が必要です。



※ 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。



※ インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、インボイスの保存ができないため、仕入税額控除ができない。

(4) 軽減税率の対象

軽減税率は、以下の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。

なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象に含まれません。

② 新聞等

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

3 適格請求書発行事業者登録制度

この適格請求書発行事業者の登録は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して、受けることとなります。

ただし、適格請求書発行事業者の登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限られますので、免税事業者は登録を受けることができません。

免税事業者の場合には、課税事業者を選択することで適格請求書発行事業者の登録を受けることができ、免税事業者が令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、適格請求書発行事業者の登録申請書は、適格請求書等保存方式導入前の令和3年10月1日から提出することが可能です。

(注) 適格請求書発行事業者の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、免税事業者となることはできません。

4 適格請求書等の記載事項

適格請求書とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。(下線部が改正事項)

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
- (3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- (4) 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- (5) 税率ごとに区分して合計した消費税額等
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

《現行制度とインボイス制度の請求書の相違点》

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
	:
	合 計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した
対価の額(税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はない

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
	:
	合 計 43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

（ポイント）

- ・ 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加する**イメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**

5 インボイス制度導入後の仕入税額控除

令和5年10月1日以降、仕入税額控除を行うには、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」等の保存が要件となります。

したがって、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

なお、帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同様です。

また、適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関からの課税仕入れなど一定の場合には、帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

(1) 保存が必要となる請求書等の範囲

仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

(2) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関の取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(3) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者のほか、税務署長の登録を受けていない課税事業者からの課税仕入れ等に係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存している場合には次のとおり、一定期間については仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

(4) 消費税の計算方法

消費税の計算方法において、令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額については、以下の2つの方法が認められます。（現行法は②のみ認められています。）

- ① 「適格請求書」等に記載のある消費税額を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額に $8/108$ 、 $10/110$ を乗じて計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

テーマ 2

適格請求書発行事業者 登録制度

1 適格請求書発行事業者の登録

(1) 登録手続き

適格請求書発行事業者とは、免税事業者以外の事業者（いわゆる課税事業者）であって、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者とします。なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である令和3年10月1日から提出することができます。

また、その登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています。

なお、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され免税事業者となりますが、適格請求書発行事業者の場合には、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者とならないので注意が必要です。

※ 登録申請書は、e-Taxを利用して提出することもでき、この場合、登録の通知はe-Taxを通じて行われます。（個人事業者はスマートフォンでも手続きが可能となります。）。なお、郵送等により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。

(2) 届出の効力

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）に発生します。このため、登録日以降の取引については、相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書の交付義務があります。

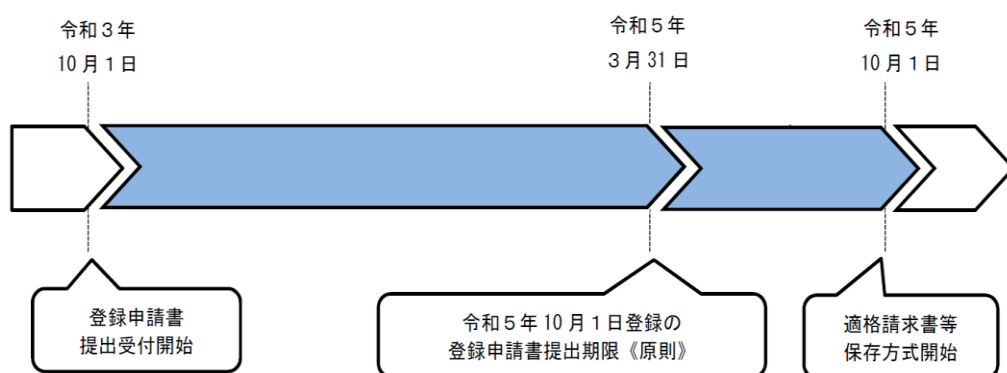
なお、令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録日は令和5年10月1日となります。

また、適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署長に提出する必要があります。

（注）令和5年3月31日※までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます。なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません。

※ 特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合は令和5年6月30日まで

《登録申請のスケジュール》



2 登録を受ける事業者

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、買い手である取引先が仕入税額控除を行うことができません。この点を踏まえて、登録の必要性を検討する必要があります。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限る）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

※ 登録を受ける事業者の注意点

適格請求書発行事業者の登録をすることで課税事業者となることから、免税事業者の場合には、必ずしも登録をするとは限らないので注意しなければなりません。

具体的には、以下のような免税事業者に注意する必要があります。

- 免税事業者である農業や漁業を営んでいる者
- 免税事業者である建設関係の事業者（一人親方など）
- 免税事業者である個人タクシーを営んでいる者
- 免税事業者である不動産賃貸業を営んでいる者
- 免税事業者である飲食店
- 免税事業者である士業（弁護士、税理士、司法書士など）
- 免税事業者であるフリーランスの事業者

※ 相手方が適格請求書発行事業者でない場合における取引先への値引きの要求については、「独占禁止法における優越的地位の濫用」、「下請法における下請代金の減額や買いたたき」、「建設業法における不当に低い請負代金」といった法令の規定に違反しないように注意する必要があります。

3 登録番号の交付

適格請求書発行事業者に対しては、登録番号が与えられることとなりますが、その登録番号の構成は、以下のとおりです。

なお。法人の場合には、法人番号が既に与えられていることから登録番号については、現時点で判明していることとなります。

(1) 法人番号を有する課税事業者

「T」（ローマ字）＋法人番号（数字13桁）

(2) 上記(1)以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）

「T」（ローマ字）＋数字13桁※

※ 13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

4 適格請求書発行事業者の情報の公表

適格請求書発行事業者の情報（登録日など適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項）については、国税庁のホームページにある『国税庁適格請求書発行事業者公表サイト』において公表されます。

また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が国税庁のホームページにおいて公表されます。具体的な公表事項については、以下のとおりです。

国税庁の公式サイトでは、「登録番号」を基に適格請求書発行事業者の検索ができるほかデータのダウンロード機能やWeb-A P I 機能も運用されています。

Web-A P I 機能とは、システム間でデータ連携を行うためのインターフェースのことで、これを利用することでインターネットを介して公表サイトからデータをタイムリーに取得することができます。

《掲載内容》

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 法人については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、外国人の通称又は旧姓を氏名として公表する場合には、登録申請書と併せて「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。

※ 主たる屋号や主たる事務所の所在地を公表したい場合にも「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。

（留意点） この公表事項の閲覧を通じて、交付を受けた請求書等の作成者が適格請求書発行事業者に該当するかを確認することができます。（仕入を行う事業者側で確認が必要）

＜登録状況の確認方法の概要＞

・ 検索機能

国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする予定（令和3年10月以降、利用開始予定）。

＜確認可能なデータ＞

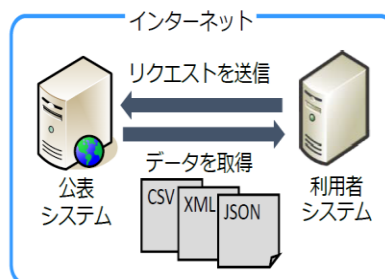
氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

・ その他の機能

検索機能のほか、Web-API機能^(※)、データダウンロード機能についても提供予定

※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする予定。



5 適格請求書発行事業者の義務等

(1) 適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者は、課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者（免税事業者を除く）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません。

また、適格請求書発行事業者が、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者の承諾を得たときは、適格請求書を交付することに代えて適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供することができます。

(2) 売上げに係る対価の返還等を行った場合

売上げに係る対価の返還等を行った適格請求書発行事業者は、その売上げに係る対価の返還等を受ける事業者に対して、一定の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（適格返還請求書）を交付しなければなりません。

(3) 適格請求書等の保存義務

適格請求書等（適格簡易請求書を含む）を交付した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写しを保存しなければなりません。また、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、その電磁的記録を保存する必要があります。

(4) 適格請求書類似書類等の交付禁止

適格請求書（適格簡易請求書を含む）に類似するもの及び適格請求書の記載事項に係る電磁的記録に類似するもの（適格請求書類似書類等）の交付及び提供を禁止します。なお、適格請求書類似書類等を交付又は提供した者に対しては、罰則規定があります。

テーマ 3

適格請求書等の記載事項

1 適格請求書の記載事項

「適格請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨）
- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注） 上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成した請求書等は、令和元年10月1日から実施される軽減税率制度における区分記載請求書等として取り扱われます。

※ 消費税額等とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をいい、課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に10/100（軽減対象課税資産の場合8/100）を乗じて計算した金額又は課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に10/110（軽減対象課税資産の場合8/108）を乗じて計算した金額とします。なお、消費税額等の計算において1円未満の端数が生じた場合には、税率の異なるごとに当該端数を処理します。

請求書		
(株)〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
11 月分 131,200 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400 円
11/1	牛肉 ※	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200 円
10%対象	88,000 円	(消費税 8,000 円)
8%対象	43,200 円	(消費税 3,200 円)
※ 軽減税率対象		
		△△商事(株)
		登録番号 T 1234567890123

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

2 適格簡易請求書の記載事項

適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて「適格簡易請求書」を交付することができます。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項よりも簡易なものとされており、適格請求書の記載事項と比べると、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。

適格簡易請求書とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨）
- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した消費税額等又は適用税率※

※ 「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも可能です。

（注1）上記の記載事項のうち、①の登録番号を記載しないで作成したレシートは、令和元年10月1日から令和5年9月30日（適格請求書等保存方式の導入前）までの間における区分記載請求書等に該当します。

（注2）現行の仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項についても、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業に係るものである場合には、請求書等の交付を受ける相手方の氏名又は名称の記載は不要とされています。

【適格簡易請求書の記載例（適用税率のみを記載する場合）】

記載事項②	スーパー〇〇 東京都… 登録番号 T1234567890123	記載事項①
	XX年11月1日	
	領収書	
	コーラ※ 1点 ¥108	
	ギュウニク※ 1点 ¥972	
	ハミガキコ 1点 ¥330	記載事項④
記載事項③	合 計 ¥1,410	
	10%対象 1点 ¥330	
	8%対象 2点 ¥1,080	
	お預り ¥1,500	
	お 釣 ¥90	記載事項⑤ 「適用税率」を記載
	※印は軽減税率対象商品	

【適格簡易請求書の記載例（税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合）】

記載事項②	スーパー〇〇 東京都… 登録番号 T1234567890123	記載事項①
	XX年11月1日	
	領収書	
	コーラ※ 1点 ¥108	
	ギュウニク※ 1点 ¥972	
	ハミガキコ 1点 ¥330	記載事項④
記載事項③	合 計 ¥1,410	
	1点 ¥330 (内消費税額 ¥30)	
	2点 ¥1,080 (内消費税額 ¥80)	
	お預り ¥1,500	
	お 釣 ¥90	記載事項⑤ 「税率ごとに区分した 消費税額等」を記載
	※印は軽減税率対象商品	

テーマ 4

インボイス制度導入後の 消費税の計算方法

1 インボイス制度導入後の消費税の計算

インボイス制度導入後においても現行と同様に売上げと仕入れを税率ごとに区分して消費税の計算を行う必要があります。

インボイス制度導入後における消費税の計算方法では、従来の割戻し計算に代えて積上げ計算を選択することが可能となります。

なお、売上税額の計算は、割戻し計算を原則（従来と同じ）とし、仕入税額の計算は、積上げ計算を原則（従来は割戻し計算）とすることとなるので注意が必要です。

2 売上税額の計算

(1) 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、100/108又は100/110を乗じて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を乗じて売上税額（課税標準額に対する消費税額）を算出することとなります。

① 軽減税率の対象となる売上税額

$$\begin{aligned} \text{軽減税率の対象となる売上高（税込）} &\times \frac{100}{108} = \boxed{\text{A}} \\ \boxed{\text{A}} &\times 6.24\% \end{aligned}$$

② 標準税率の対象となる売上税額

$$\begin{aligned} \text{標準税率の対象となる売上高（税込）} &\times \frac{100}{110} = \boxed{\text{B}} \\ \boxed{\text{B}} &\times 7.8\% \end{aligned}$$

③ 売上税額の合計額

$$\text{①} + \text{②}$$

(2) 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（適格請求書等）の写しを保存している場合（電磁的記録を保存している場合を含む）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に78/100を乗じて算出した金額を売上税額とすることができます。

$$\text{適格請求書等に記載した消費税額等の合計額} \times \frac{78}{100}$$

なお、売上税額を積上げ計算した場合、仕入税額についても積上げ計算しなければなりません。

また、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合には、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

3 仕入税額の計算

(1) 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（電磁的記録を含む）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に78/100を乗じて仕入税額を算出します。（請求書等積上げ方式）

$$\text{適格請求書等に記載された消費税額等の合計額} \times \frac{78}{100}$$

また、上記の請求書等積上げ方式以外の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入する）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載している場合は、その金額の合計額に78/100を乗じて算出する方法も認められます。（帳簿積上げ方式）

なお、仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ方式と帳簿積上げ方式を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません。

(2) 特例（割戻し計算）

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税率ごとに区分）に6.24/108又は7.8/110を乗じて算出した金額を仕入税額とすることができます。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

① 軽減税率の対象となる仕入税額

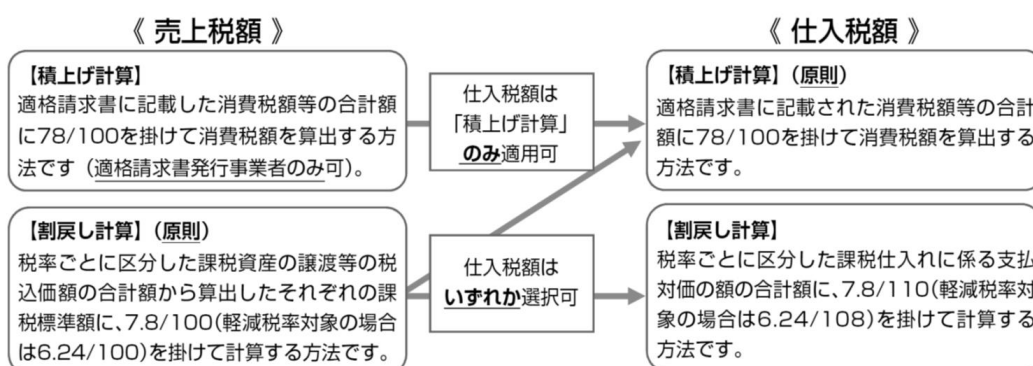
$$\text{軽減税率の対象となる仕入高（税込）} \times \frac{6.24}{108}$$

② 標準税率の対象となる仕入税額

$$\text{標準税率の対象となる仕入高（税込）} \times \frac{7.8}{110}$$

③ 仕入税額の合計額

$$\text{①} + \text{②}$$



- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

【最後に】

今回のセミナーでは、令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について確認しましたが、いずれの規定も現行制度を踏まえた上での税制改正になっています。

したがって、改正点のみを確認しただけでは、消費税の計算を適正に行うことはできず、消費税計算の基本的な仕組みや取引分類などの基礎知識を習得することが最重要となります。

消費税については、法人だけでなく個人事業者であっても申告及び納付を行うこととなっており、経理実務において、必ず知っておかなければならない重要な税法の一つです。

税制改正が続く今のうちに、消費税の申告書作成において最低限必要となる基礎知識をマスターし、それを踏まえた上で税制改正に対応することをオススメします。

なお、令和5年に実施される税理士試験では、インボイス制度導入前の消費税計算となっております。